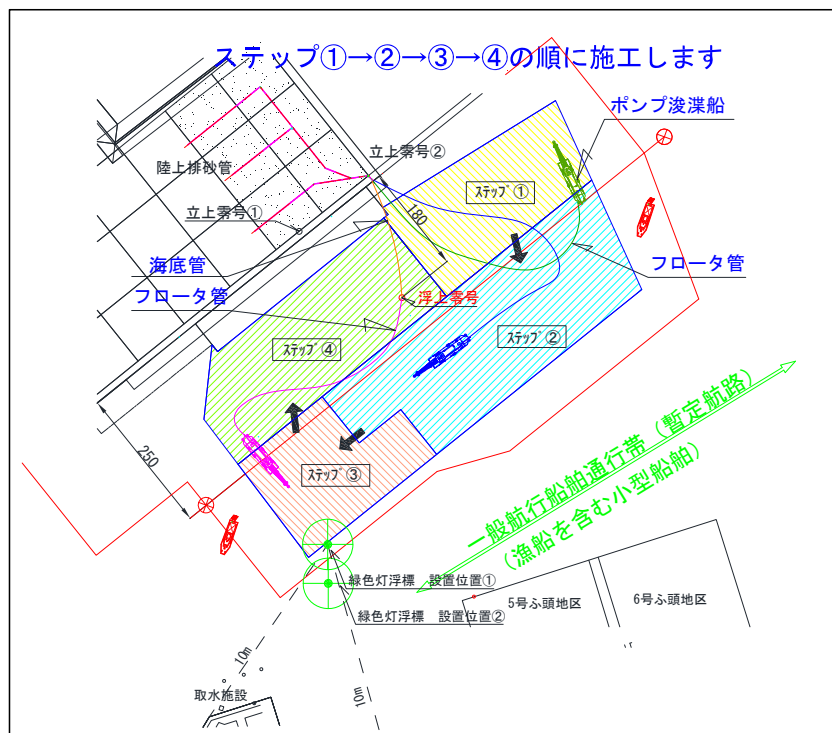
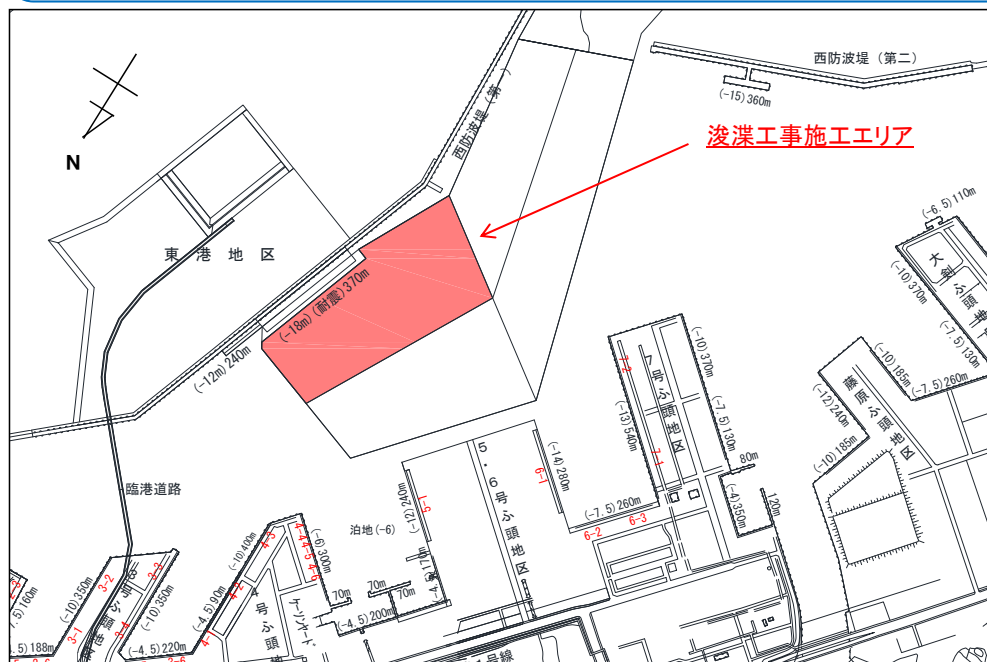


小名浜港東港地区航路・泊地（-18m）浚渫工事による暫定航路のお知らせ

福島県小名浜港港内において、航路・泊地浚渫工事に伴い暫定航路となる水域がございます。工事中は、周囲に十分注意し安全第一で作業を行いますが、船舶航行の際はご注意ください。

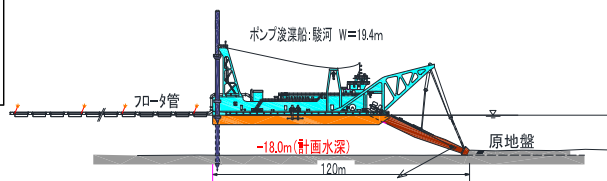
作業期間 平成27年9月7日～平成28年3月25日
発注者 国土交通省東北地方整備局
施工者 東亜・大本特定建設工事共同企業体



作業区域において、ポンプ浚渫船により24時間体制で、浚渫工事を行います。

各ステップ毎に、それぞれの位置・航路幅・水深の一般航行船舶通行帯(暫定航路)が設定されます。

なお、一般航行船舶通行帯(暫定航路)を航行できない大型船の航行や大型船回頭等、船舶の航行に支障がある場合は、ポンプ浚渫船及びフローター管の待避を行います。



お問い合わせ先: 国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所 TEL0246-53-7102
東亜・大本特定建設工事共同企業体 TEL0246-38-3791

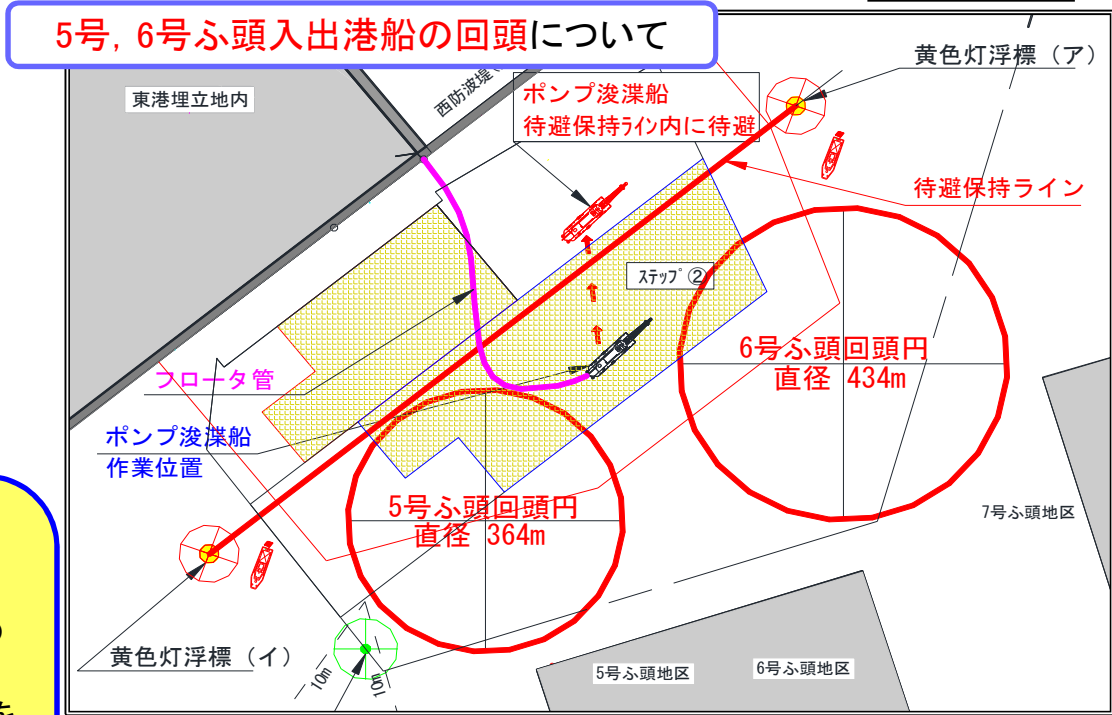
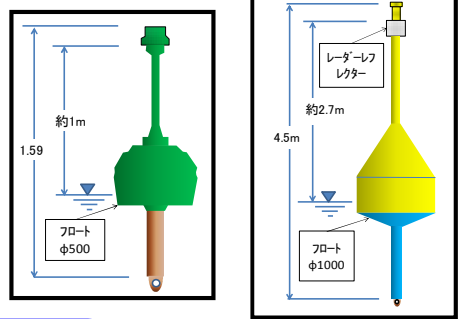
小名浜港浚渫工事区域航行に際してのお知らせ（施工ステップ②）改定③

- 小名浜港東港地区航路・泊地（-18m）の浚渫工事及び土捨工事等を次のとおり実施します。
 - ・浚渫工事は、待避保持ラインの5号ふ頭側の施工ステップ②区域（黄色区域）をポンプ浚渫船により実施します。
 - ・浚渫した土砂は、フロータ管を經由し、東港埋立地内に揚土します。
- 浚渫工事時には、以下の通航形態にてご理解を頂き、ご協力をお願い致します。
- **改定内容**：荒天等の影響により浚渫作業が遅延したため、作業期間を3月10日から**3月23日に延長**します。

ステップ② 作業期間延長（予定）平成27年 12月 7日 ~平成28年 3月 23日



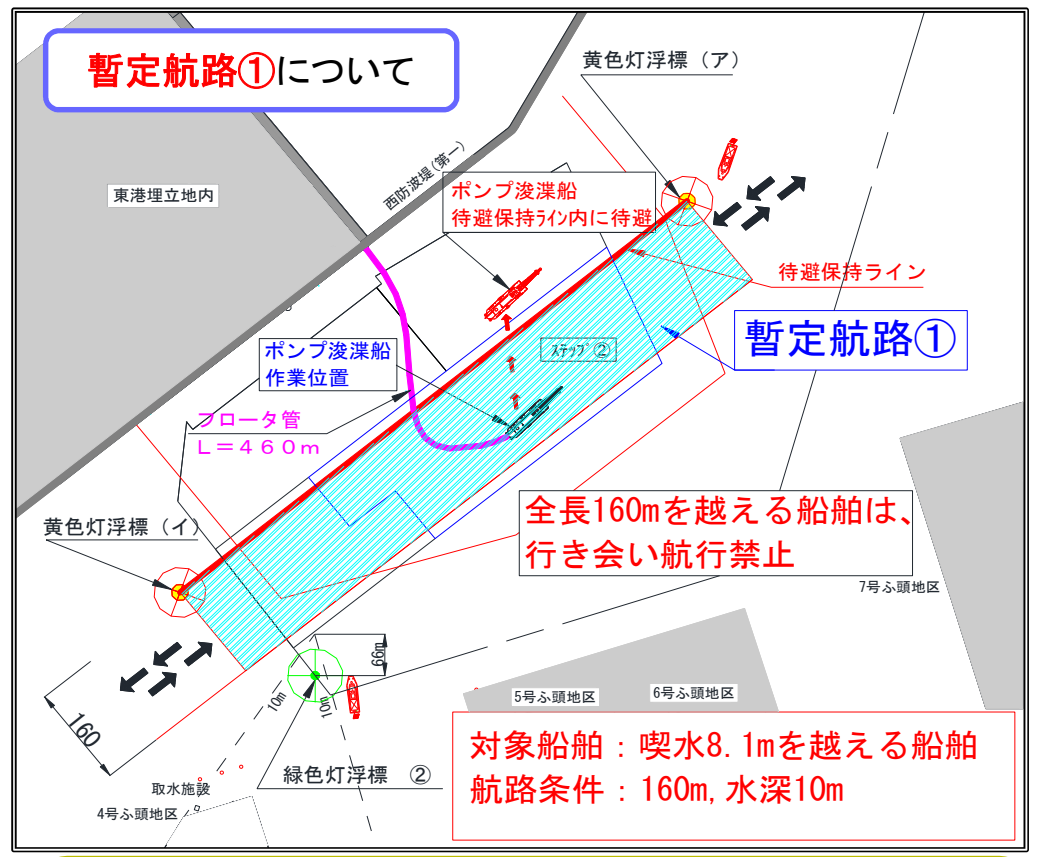
地点	緯度(N)	経度(E)
S2-①	36° 55' 33.4"	140° 53' 24.9"
S2-②	36° 55' 37.7"	140° 53' 16.3"
S2-③	36° 55' 44.3"	140° 53' 9.5"
S2-④	36° 55' 55.6"	140° 53' 18.3"
S2-⑤	36° 56' 2.5"	140° 53' 30.6"
S2-⑥	36° 55' 56.4"	140° 53' 42.7"
黄色灯浮標(ア)	36° 55' 36.5"	140° 53' 15.3"
黄色灯浮標(イ)	36° 56' 3.8"	140° 53' 36.6"
緑色灯浮標(②)	36° 56' 5.7"	140° 53' 27.0"



■作業の実施と船舶航行等の留意点

- 浚渫作業時は、VHF無線を搭載した警戒船2隻を配置します。
- 待避保持ラインの明示として、黄色灯浮標(ア)、(イ)（同期点滅）の設置、左舷標識として緑色灯浮標②の設置を行います。
- フロータ管には、18m間隔に標識灯（同期点滅）、レーダー反射版を設置し、全線にLEDチューブライトの設置を行います。
- ★ 暫定航路①を航行する貨物船等の大型船舶は、**パース会議にて入出港時間、船舶喫水等の打合せ**をお願いします。

●●大型船の5号ふ頭、6号ふ頭回頭円使用時は、ポンプ浚渫船は待避保持ライン内に待避します。
★パース会議にて打合せをお願いします。



●●暫定航路②（航路幅132m、水深8.9m）で航行可能な船舶については、ポンプ浚渫船は待避を行いません。暫定航路②の航行をお願いします。

●●暫定航路②で航行不可能な大型船等は、暫定航路①の航行をお願いします。その場合、浚渫船は待避します。
★パース会議にて打合せをお願いします。